

# 診療報酬オンライン請求「義務化」方針の撤回を求める声明

2023年4月11日

高知保険医協会

会長 伊藤 高

厚労省は3月22日、社会保障審議会（医療保険部会）に、医療機関からの毎月の保険請求を光ディスクなどの記憶媒体で行っている医療機関に対して、原則2024年9月末までにオンライン請求に移行することを実質上義務付ける計画案（ロードマップ案）を示した。紙レセプト請求者に対しても、2024年4月以降は新規適用を終了し、既存の適用者には改めて届出を提出するよう求めるとしている。本年4月から開始された、オンライン健康保険資格確認と診療情報取得に対しての「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」にも「オンライン請求を行っている」との算定要件を義務づけた（本年12月末までの経過措置あり）。

オンライン請求の「義務化」は、社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化のためとされているが、現状の記憶媒体によって提出されたレセプトデータとオンラインによって提出されたデータも、データとしては全く同じものであり、オンライン請求でなければならないわけではない。また紙レセプトでの請求でも業務は可能である。

オンライン請求を行っていない医療機関は、システムが整備されていなかったり、人材が配置できない等様々な環境が整っていない医療機関が多い。高知県では、歯科医療機関の65%、内科医療機関の22%（2023年1月）がオンライン請求を行っていない。これらの医療機関の中でも小規模な診療所が、オンライン資格確認システムの「義務化」ともあわせて、経営的に窮地に追い込まれ、「この機会に廃業」という選択をする可能性が大いにある。各医療機関の環境整備等の進展を待つのではなく、あえて1年半と期限を切って「義務化」を推し進めることは、多くの歯科診療所を始めとする医療現場に多大な負担と混乱をもたらすだけでなく、過疎地の数少ない医療機関がなくなり、そこで暮らす人たちの医療にかかる機会を奪い、切り捨てることにもなりかねない。

さらに、ここ最近もオンライン請求の回線がつながりにくい、一時回線がダウンするといった事態も起こっている。そうした事態への対応のためにも、記憶媒体によるレセプト提出といった方法も残しておくべきである。

高知保険医協会は、医療機関に負担と混乱をもたらし、地域医療を崩壊させかねないオンライン請求の「義務化」方針の撤回を求めるものである。

以上